

議案第 2 号

富津市安全・安心な海水浴場等の確保に関する条例の制定について  
富津市安全・安心な海水浴場等の確保に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 6 月 6 日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

市内の海水浴場等の利用に関し、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、公衆の危険防止並びに海水浴場等の衛生保持及び秩序維持を図り、もって安全で安心な海水浴場等を確保するため、条例を制定するものである。

## 富津市安全・安心な海水浴場等の確保に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、市内の海水浴場等の利用に関し、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、公衆の危険防止並びに海水浴場等の衛生保持及び秩序維持を図り、もって安全で安心な海水浴場等を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場等 市が千葉県に届出をして開設する海水浴場を含んだ区域で規則で定める区域をいう。
- (2) 利用者 海水浴場等を利用する者（海の家等の経営その他の事業活動を行う者を含む。）をいう。

### (適用期間)

第3条 この条例は、市が海水浴場を開設する期間に適用する。

### (市の責務)

第4条 市は、安全で安心な海水浴場等を確保するため、関係する機関及び団体との協力体制を確立するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

### (利用者の責務)

第5条 利用者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 利用者は、他の者の妨げとならないよう配慮して海水浴場等を利用するとともに、海水浴場等の美化、秩序維持その他の良好な環境の保全に努めなければならない。

### (禁止行為)

第6条 利用者は、海水浴場等において正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 遊泳のため、ブイ、ロープその他これらに類するもの（以下「ブイ等」という。）により他の水域と区分された水域（以下「遊泳区域」という。）において、モーターボート、水上オートバイ、サーフボード、ヨットその他の人の

身体と接触した場合に危害を及ぼすおそれのあるもの（以下「モーターボート等」という。）を使用すること。

- (2) 遊泳区域を示すブイ等の付近において、モーターボート等を疾走させ、急転回させる等、遊泳区域を利用する者に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 遊泳区域を示すブイ等を移動し、又は損壊すること。
- (4) もり、やす、水中銃その他の人の身体に危害を及ぼすおそれがあるものを携行し、又は使用すること。
- (5) たき火をし、又は火気等を使用する調理器具を使用すること（規則で定める場合を除く。）。
- (6) 車両を進入させること（駐車場の用に供する場所を除く。）。
- (7) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせること。
- (8) 酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれがある状態をいう。）で遊泳し、又は他の者に迷惑をかけること。
- (9) 音響機器を用いて大きな音又は音声を発生させること（公益上必要があるものとして市長が認める場合を除く。）。
- (10) ごみを投棄すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、安全で安心な海水浴場等の確保に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める行為をすること。

（指導又は勧告）

第7条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、必要な指導又は勧告をすることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。